

連帯保証人の 1 人に対する債務免除の効果

当社はA社に対し貸付があり、B、Cはこの貸付についてA社の連帯保証人になっています。

当社はA社、B、Cに対し貸付金の支払を求める訴訟を提起したところ、Bは債務の一部を支払うのでその余を免除して欲しいとの申し出をして来ました。

当社がBとの和解に応じた場合に、A社の借入金債務やCの保証債務について何らかの影響が生じるでしょうか。

1. 主たる債務者に生じた事由の連帯保証人に対する効果

保証債務は主たる債務の存在を前提とするという附従性を有することから、主たる債務者に生じた事由は保証人に対しても効果を及ぼすのが原則です。この附従性は連帯保証の場合であっても異なりませんので、主たる債務者に対しその債務を免除した場合は連帯保証人に対しても免除の効果が及びます。

2. 連帯保証人に生じた事由の主たる債務者に対する効果

単純保証の場合、保証人に生じた事由は主たる債務者に対して効果を及ぼすことはありませんが、連帯保証の場合は連帯債務に関する絶対的効力事由の規定が準用され、その範囲に限り連帯保証人に生じた事由が主たる債務者に対しても効果を及ぼすこととなります（民法 458 条）。

民法 458 条は「民法第 434 条から第 440 条までの規定は、主たる債務者が保証人と連帯して債務を負担する場合について準用する。」とし、民法 434 条ないし 440 条の規定が全て連帯保証に準用されるかのように読めますが、連帯保証人は主たる債務者との関係で負担部分を有しないので、実際に準用の意味があるのは 434 条の履行の請求、435 条の更改、438 条の混同のみで、債権者が連帯保証人に対し保証債務を免除しても、主たる債務者に免除の効果は及ばないこととなります。

3. 連帯保証人相互の関係

複数の連帯保証人がいる場合に、連帯保証人の 1 人に生じた事由が他の連帯保証人に効果を及ぼすかについて明文の規定はありませんが、最高裁昭和 43 年 11 月 15 日判決は、「複数の連帯保証人が存する場合であつても、右の保証人が連帯して保証債務を負担する旨特約した場合（いわゆる保証連帯の場合）、または商法 511 条 2 項に該当する場合でなければ、各保証人間に連帯債務ないしこれに準ずる法律関係は生じないと解するのが相当であるから、連帯保証人の一人に対し債務の免除がなされても、それは他の連帯保証人に効果を及ぼすものではないと解するのが相当である。」と判示しており、原則として連帯保証人の 1 人に生じた事由は他の連帯保証人に効果を及ぼさないものと解されます。

4. 商法 511 条 2 項が適用される場合

商法 511 条 2 項は「保証人がある場合において、債務が主たる債務者の商行為によって生じたものであるとき、又は保証が商行為であるときは、主たる債務者及び保証人が各別の行為によって債務を負担したときであっても、その債務は、各自が連帯して負担する。」と定めており、同項が適用されるときは、主たる債務者と保証人との間のみならず、保証人相互間にも連帯関係が生じると解されています。

民法 437 条は「連帯債務者の 1 人に対してした債務の免除は、その連帯債務者の負担部分についてのみ、他の連帯債務者の利益のためにも、その効力を生ずる。」と規定しており、商法 511 条 2 項が適用される場合、連帯保証人相互間に民法 437 条が準用される可能性があります。同条は強行規定ではないと解されるので、同条が連帯保証人間に準用されるか否かは当事者の意思によることになります。

債権者が裁判上の和解により、特定の連帯保証人との間で一部弁済を受けその余の債務を免除する合意をしたという事案について、東京地裁平成 18 年 3 月 29 日判決は、「和解当事者の合理的意思としては、互譲の一態様として債務の一部弁済とその余の債務の免除を行うという趣旨に留まると解されるのであって、和解当事者となっていない他の連帯債務者にも、当然に免除の効果を及ぼして債務の消滅を容認するとの意思の下に合意したとみるのは、特段の事情のない限り、通常和解当事者（特に債権者）の意思にそぐわないものと解される。」と判示し、他の連帯保証人について免除の効果を否定しました。

この考え方は、裁判外の免除の場合にも該当し、債権者が特定の連帯保証人に対し免除した場合に特段の事情のない限り、他の連帯保証人に免除の効果は及ばないものと解されます。

5. 本件の場合

当社が連帯保証人 B との間で保証債務の一部を弁済しその余を免除するとの和解をした場合、主たる債務者 A 社に免除の効果は及びません。

他の連帯保証人 C との関係については、会社の行為は商行為と推定され、A 社の当社からの借入れは A 社の商行為と推定されることから、商法 511 条 2 項により B、C 間に連帯関係が生じることになりますが、当社として C についても免除するとの意思がなければ、C に対し免除の効果が及ぶことはありません。

当社として、後日 C との無用の紛争を防ぐ意味で、B との和解を成立させるにあたって C に事情を伝え B のみの免除であることを理解させておくことが望ましいでしょう。

なお、当社と B との間で上記の和解が成立したとしても、B はあくまで当社との関係で保証債務の免除を受けるにとどまり、C が当社に対し自己の負担部分を超えて保証債務を弁済した場合に、B、C 間の負担部分に応じ C から B に求償することを妨げるものではありません。